

中部大学軽音楽部規約

制定 1968（昭和 43）4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学軽音楽部」と称する。

（目的）

第 2 条 本団体は、軽音楽活動を通じて部員の演奏技術や知識の向上と相互交流を図り、大学生生活を充実させかつ個々の成長を促すことを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、次の活動を行う。

- (1) 演奏（練習）曲は、ジャズを中心にラテン、ファンクなどの幅広いジャンルを演奏する
- (2) 日々練習を怠らず、技術の向上に励む
- (3) 部員同士で切磋琢磨し、仲良く楽しく部活動に励む

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ジャズの演奏に関する活動
- (2) 学内・学外の演奏イベント
- (3) 月に一度のミーティング
- (4) 他大学学生及び他団体との交流
- (5) 練習などで使用する部室又は場所の定期的な掃除
- (6) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、部長、コンサートマスター、マネージャー、会計、渉外を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。部長などの役員は各学年での話し合いを以て選出される。

（顧問）

第 7 条 軽音楽部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 12 条 第 8 条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 13 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 14 条 軽音楽部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 15 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 16 条 本団体の規約以外の規則を定めることができる。

(出欠)

第 17 条 練習・イベントに出席できない日はあらかじめ部長、コンサートマスター、パートリーダーの方へ申請する。

第 18 条 楽器・楽譜・譜面台等

- (1) 楽器の管理は個人によると同時に全体においても厳重にする。
- (2) 楽器・楽譜・譜面台等の故意による破損は個人負担とする。
- (3) 演奏会等以外の目的で楽器等の持ち出しをする場合、その都度各パートリーダーに申請をする。

第 19 条 活動時間

- (1) 活動は次の時間内に行う。

全体練習日 水曜日 15 時 30 分～19 時、土曜日 13 時 30 分～17 時

パート練習日 各パートが定めた日時

- (2) 合宿などの活動時間は、その時に定める。

第 20 条 学外活動

- (1)学外活動については、其の都度渉外、部長、マネージャー等が定める。
- (2)これらの欠席については、第 17 条に順ずる。

第 21 条 財政

- (1) 部の資金により部品を購入した場合、領収書又は納品書を会計に提出しなければならない。
- (2) 財政の責任は会計がそれを負う。

第 22 条 役員

- (1) 役員は別に定める仕事に責任をもって行うこと。
- (2) 部長は総合的事務及び活動などの責務を負う。
- (3) コンサートマスターは部員への演奏指導を行う。
- (4) マネージャーは部長の仕事に助方を与える。又、第 20 条(1)に順ずる。
- (5) 渉外は第 20 条(1)に順ずる。

附 則

本規約は、1968 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。